

「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故」

並びに「危険物取扱者の違反行為」の報告要綱について（通知）

（平成１７年３月７日 新消危第７２７号）

改正 平成１９年３月２８日 新消危第１３９８号

平成２４年３月１２日 新消危第１６９号

平成２４年３月２８日 新消危第１８６号

平成２７年３月３０日 新消危第３０２号

令和５年３月２２日 新消危第３０６号

令和６年３月２９日 新消企第４５２号

このことについて、下記のとおり定めたので通知します。

記

（趣旨）

第１条 この要綱は、「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告の改正について」（平成１５年消防危第８５号・消防特第１７５号消防庁通知、平成１５年消第４２８６号新潟県消防防災課長通知）及び「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について」（平成３年消防危第１１９号消防庁通知）に基づき、報告に係る必要事項を定め、本市において危険物に係る事故等が発生した場合、的確な事故分析に基づく事故防止対策の推進並びに報告内容の正確性・統一性の向上及び事故報告から公表までの作業の簡素化・迅速化を図ることを目的とする。

（報告の対象）

第２条 報告の対象は、危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故

(以下「危険物事故」という。)及び危険物取扱者の違反行為(以下「違反行為」という。)とし、次に掲げるものとする。

(1) 危険物事故の報告対象

ア 危険物に係る事故

- (ア) 製造所等の事故
- (イ) 仮貯蔵、仮取扱いに伴う事故
- (ウ) 無許可施設の事故
- (エ) 危険物輸送・運搬中の事故
- (オ) 少量危険物施設等における重大な事故

イ 石油コンビナート等特別防災区域における事故

特定事業所に係る事故(特定事業所の施設に係留操作中の船舶における危険物等に係る事故を含む。)

(2) 違反行為の報告対象

ア 消防法令に違反する行為で、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について」(平成3年12月19日付け消防危第119号消防庁危険物規制課長通知。以下「運用通知」という。)の別添「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」(以下「運用基準」という。)の別表第1に掲げる違反行為とする。

イ 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準維持義務違反等、義務の主体が危険物施設の所有者、管理者、占有者(以下「所有者等」という。)とされているものに係る違反については、危険物取扱者免状を有している所有者等に係る違反行為のみを対象とする。

(報告)

第3条 署長は、危険物事故及び違反行為について、その状況を取りまとめ、別記様式第1号の「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故並びに危険物取扱者の違反行為の報告書」(以下「1号報告書」という。)及び別に定める報告書

(電子ファイル)により局長に報告するものとする。

2 危険物事故が2以上の署にまたがって発生した場合は、原則として発災した事業所を管轄する署長が報告するものとする。

3 第1項で定める報告書には、「危険物取扱者違反調書」(別記様式第2号)のほか、別に定める資料等を添付するものとする。

(報告期限)

第4条 前条の報告は、事故発生日又は第2条第2号に定める違反行為を把握した日から1月以内に報告するものとする。ただし、事故原因等調査中のものがある場合は、その旨を記載し、調査事項が判明次第追報するものとする。

2 前項の報告期限に係わらず、判明した事項に関しては、即報として速やかに概要を報告するものとする。

(事故時の対応)

第5条 第2条で定める事故が発生した場合の対応は、別図「危険物に係る事故及び特別防災区域における事故対応フロー」によるものとする。

2 規制指導課は、所轄署から要請のあった場合に、指揮隊の支援、情報収集等に当たるものとする。

3 署長は、「危険物の仮貯蔵仮取扱の承認申請及び製造所等の資料の提出に関する規則」(昭和35年新潟市規則第10号)の規定に基づき、製造所等の所有者等から「危険物製造所等災害発生届出書」を2部提出させるものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して届出等がされた場合は、この限りでない。

4 署長は、前項の届出書を受理したときは、記入項目を満たしたものを1部局長に送付するほか、原因調査及び被害状況調査の資料とするものとする。

(違反行為の把握)

第6条 署長は、違反行為について、事故発生に伴うもののほか、立入検査等あらゆる機

会を活用し、その把握に努めるものとする。

(警告)

第7条 事業所の従業員に違反行為があった場合には、当該違反行為者に対して運用基準に基づき違反事項通知書が送達されるが、所有者等に対しては当該通知書の内容が知らされないことから、所有者等の従業員に対する管理・監督の徹底を図るため、必要により所有者等に対し、消防長名で警告書の交付を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。
- 2 「危険物製造所等及び石油コンビナート等特別防災区域における事故」並びに「危険物取扱者の違反行為」の報告について（平成11年3月29日新消危第752号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日	
消 防 局 長 様	
消防署長	
危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域に おける事故並びに危険物取扱者の違反行為の報告書	
1 危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故	
事 故 種 別	1 爆発 2 火災 3 漏えい 4 破損 5 その他（ ）
発生事業所	住 所 名 称 代表者氏名
事 故 概 要	
添 付 資 料	
特 記 事 項	
2 危険物取扱者の違反行為	
取扱者氏名	
違 反 概 要	
添 付 資 料	
特 記 事 項	

危険物取扱者違反調書

1 違 反 者	ふりがな 氏 名	年 月 日 生				
	本 籍	県 (都 道 府)				
	住 所	(電話)				
	免 状	種 別	類 別	番 号	交 付 年 月 日	交 付 知 事
		種	類	第 号	年 月 日	知事
		種	類	第 号	年 月 日	知事
		種	類	第 号	年 月 日	知事
		種	類	第 号	年 月 日	知事
		種	類	第 号	年 月 日	知事
		種	類	第 号	年 月 日	知事
事 業 所 名 職 所 在 地						
2 違反発生の日時						
3 違反発生場所						
4 違反の概要						
5 違反の端緒						
6 違反条項及び違反点数 (付加点数及びその理由)						
7 その他参考事項						
8 意 見						
調 査 者	職		氏 名			

別図

危険物に係る事故及び特別防災区域における事故対応フロー

